

大阪労働局発表
平成26年6月9日

【照会先】
大阪労働局職業安定課

(直通電話)06(4790)6302

報道関係者 各位

新規学校卒業者等の採用枠の拡大を

—大阪新卒者等就職・採用応援本部が経済団体に要請—

新規学卒者を取り巻く就職環境は改善傾向にあるものの依然として厳しい状況であり、近畿の大学卒業者の平成26年4月1日現在の就職率は93.8%と前年同期を0.6ポイント上回りましたが、3年連続で全国平均を下回っており、また、大阪の高校卒業者については、平成26年4月末現在では就職内定率99.6%と前年同月比を0.3ポイント上回ったものの、3月末時点では、150人を超える生徒が未就職のまま卒業しています。

さらに、平成27年3月卒業予定者の就職状況につきましても、厳しい就職環境であり、楽観視できない状況にあります。

このため、大阪労働局(局長 中沖 剛)を本部長とする『大阪新卒者等就職・採用応援本部』では、将来を担う新規学卒者・未就職卒業者が、安定した職業に就職することができるよう、在阪経済団体を訪問し、「新規学校卒業者等の採用枠拡大」を要請します。

1 要請する経済団体及び日時

- | | | |
|------------------|-----------------|----------|
| (1) 大阪商工会議所 | : 平成26年6月12日(木) | [9:30~] |
| (2) 大阪府中小企業団体中央会 | : 平成26年6月12日(木) | [10:00~] |
| (3) 大阪府商工会連合会 | : 平成26年6月12日(木) | [10:30~] |

なお、一般社団法人大阪府雇用開発協会に対しては、平成26年6月11日に大阪労働局が新卒者等就職・採用応援本部の構成機関を代表して、同様の要請を実施予定です。

2 要請者

「大阪新卒者等就職・採用応援本部」

本部長 大阪労働局長

構成機関 大阪労働局、近畿経済産業局、大阪府、大阪市、堺市、公益社団法人関西経済連合会、日本労働組合総連合会大阪府連合会、関西学生就職指導研究会、大阪府高等学校進路指導研究会、一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会

※訪問者は別添のとおり

3 要請内容

- (1) 採用枠の拡大
- (2) 大学等新規卒業予定者枠の卒業後3年以内既卒者への拡大
- (3) 「若者応援企業宣言事業」等応援本部の取組への協力要請

大阪新卒者等就職・採用応援本部
要請 訪問先・日時・訪問者一覧

経済団体	所在地	日時	訪問予定者				
			労働局	近畿経済産業局	大阪府	大阪市	堺市
大阪商工会議所	中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル4階 Tel6944-6495	平成26年6月12日 9:30~10:00	職業安定部長 職業安定課長	地域経済部 産業人材政策課長	商工労働部 雇用推進室長	市民局ダイバー シティ推進室 雇用・勤労施策課長	産業振興局 商工労働部 雇用推進課長
大阪府中小企業 団体中央会	中央区本町橋2-5 大阪中小企業 振興センター 6階 Tel6947-4370	平成26年6月12日 10:00~10:30	職業安定部長 職業安定課長	地域経済部 産業人材政策課長	商工労働部 雇用推進室長	市民局ダイバー シティ推進室 雇用・勤労施策課長	産業振興局 商工労働部 雇用推進課長
大阪府商工会連合会	中央区本町橋2-5 大阪中小企業 振興センター 6階 Tel6947-4340	平成26年6月12日 10:30~11:00	職業安定部長 職業安定課長	地域経済部 産業人材政策課長	商工労働部 雇用推進室長	市民局ダイバー シティ推進室 雇用・勤労施策課長	産業振興局 商工労働部 雇用推進課長

[取材留意事項]

- ・取材は要請書の趣旨説明まででお願いいたします。
- ・自社腕章等の着用をお願いいたします。

「若者応援企業宣言」をしませんか？

「若者応援企業宣言」事業とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者(35歳未満)のための求人を提出し、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。

一定の労務管理体制

積極的に若者(35歳未満)を採用・育成

詳細な企業情報・採用情報を公開

若者応援
企業宣言

ハローワークが
積極的に
御社をPR!!

「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。(※1)

(※1) ただし、「若者応援企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。継続して「若者応援企業」を宣言する場合は、改めて求人等を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人(※2)など、若者対象のいわゆる正社員求人(※3)をハローワークに提出すること
2	「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること
3	右の就職関連情報を開示していること <ul style="list-style-type: none"> 社内教育、キャリアアップ制度等 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況 前年度の有給休暇および育児休業の実績 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績
4	労働関係法令違反を行っていないこと
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
7	助成金の不支給措置を受けていないこと

(※2) 大卒等求人については、「既卒3年まで応募可」であることが必要です。

(※3) 正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。

派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。



「若者応援企業宣言」までの流れ

① 求人提出

ハローワークに
学卒求人・一般求人を提出

※期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度のいわゆる正社員求人の提出が必要です。さらに、必要な経験が「不問」であることも必要です。

② 「宣言基準」の確認

- 事業目的に賛同していること
 - 就職関連情報を開示していること
 - 労働関係法令違反を行っていないこと
- ほか
※宣言書などによって「宣言基準」を確認させていただきます。

③若者応援企業宣言

- 「若者応援企業」求人として公開**
- 都道府県労働局のホームページに「若者応援宣言企業」として企業名や就職関連情報を掲載します。
 - 宣言された日から原則、その日が属する年度の末日まで「若者応援企業」の名称を使用できます。

※事前に、厚生労働省及び都道府県労働局のホームページ内のチェックリストで自社の宣言基準の確認をすることができます！

事業所PRシート（記載例）

このような情報が都道府県労働局のホームページに掲載されます。

事業所番号	1234-567890-2
事業所名	(フリガナ) カブシキガイシャ ○○コウギョウ ----- (株) ○ ○ 工 業
所在地	□□県△△市○○町 1-2-3

①社内教育・キャリアアップ制度等	入社後は先輩社員が担当として就き、OJTを通して丁寧に指導します。スキルアップのために2ヶ月に1回程度で社内勉強会も実施しています。			
②新卒者の採用実績及び定着状況		25年度	24年度	23年度
	採用人数	2	2	1
③新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用実績及び定着状況		25年度	24年度	23年度
	採用人数	2	1	1
④有給休暇の取得実績		25年度	24年度	23年度
	うち在籍人数	2	1	0
⑤育児休業の取得実績	10 日/年 (有休休暇取得総日数/正社員数)			
⑥所定外労働時間(月平均)	(男性) 50% / (女性) 100% (男性: 育児休業取得者数/配偶者が出産した者の総数) (女性: 育児休業取得者数/出産した者の総数)			
⑦社長や先輩社員からのメッセージ	20 時間			
⑧求める人材・選考基準	当社には若い人も多く、活気があります。社内は年齢・役職関係なくコミュニケーションが活発ですので、すぐに溶け込むことができます。実務経験がなくても周りの先輩社員に尋ねることができるため、経験のある・なし問わず当社の業務内容に興味をもっていただいた方は、ぜひお越しください。社員一同お待ちしております!!			
⑨福利厚生制度	製造業に関心があり、フットワークが軽く、チームワーク重視としている人			
⑩職場の風景画像	新婚旅行休暇（1週間）			
⑪インターンシップの受入れの可否	(有) ・ 無) (可) ・ 否)			
⑫職場見学・職場体験の受入れの可否	・受入可能時期	8月から9月中で5日間		
	・受入人数	2人		
⑬出張講話の可否	・実施できる内容	製造ラインの軽作業・補助		
		(可) ・ 否)		
⑭その他	製造に興味のある方は職場見学でも結構ですので、ぜひお越しください。			

※「インターンシップ」や「職場見学・職場体験」の受入れを可能とPRいただいた事業所には、後日、ハローワーク等からご相談の連絡をさせていただく可能性があります。貴社と若者との接点を増やし、相互理解の促進のために職場体験等の実施を、ぜひご検討下さい。



詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(H26.3)